

長野県市長会定例会会議録

平成26年2月4日（火）

13:00～15:00

自治会館2階 大会議室

1 開会

（市川事務局長）

定刻となりました。ただいまから、長野県市長会2月定例会を開会させていただきます。はじめに、菅谷会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 会長あいさつ

（菅谷会長）

お疲れさまでございます。本日は、市長さん方におかれましては、それぞれ来年度の予算編成、また議会等を控えて、大変ご多忙のところ、市長会定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

さて、ご案内のとおり、去年は第2次安倍政権の下、金融緩和、また経済政策、さらには成長戦略の、いわゆる三本の柱、アベノミクスによりまして、大胆な金融緩和、緊急経済対策が実施されてまいりました。先月17日に発表されました内閣府の「月例経済報告」では、「景気は緩やかに回復している」と、4カ月ぶりに上方修正となったわけでございます。また、日銀松本支店が昨年12月16日に発表しました「長野県の金融経済動向」でも、「長野県経済は持ち直している」としております。地域経済への波及は、地域の産業構造や経済の実情などによりまして、タイムラグ、あるいはまた回復の度合いに差が生じることはやむを得ないことと思っておりますが、全体としてはよい方向へ進んでいるものと考えております。

26年度税制改正に当たりましては、昨年大変心配したところでございますが、本県はもとより全国の市長さん方が一丸となった要請活動によりまして、償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税の維持など、市長会の主張が叶ったところでございます。このように、19市が具体的な課題に、時機を逸することなく積極的に国あるいは県に対してしっかりと意見をお伝えすることは、真の地域主権の確立に向け、大変大切なことと考えております。本年も震災対策や、また原発を含めたエネルギー対策、さらにまた社会保障対策など、喫緊の課題が山積しております。市長会といたしましても、19市が緊密に連携を図りながら活動してまいりたいと考えておりますので、市長さん方のさらなるご協力をよろしくお願いいたします。

ご承知のとおり、本年は午年ということでございます。干支にあやかり、駿馬が大地を駆け抜けるごとく目標に邁進するとともに、「人間万事塞翁が馬」の故事にならい、物事に一喜一憂するのではなく、慎重に事を進め、全て物事がうまくいく、そんな1年となるようにしたいものです。

さて、本日の定例会でございますが、平成 26 年度の事業計画及び歳入歳出予算や 25 年度の補正予算、市長会処務給与規則の一部改正等につきましてご審議いただく予定となっております。また、県からの施策説明の時間も予定しておりますので、限られた時間でございますが、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、定例会開会に当たっての挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(市川事務局長)

ありがとうございました。本日の定例会でございますが、昨年 11 月の定例会でお認めいただきましたとおり、会議録をホームページ上で公開してまいります。事務局におきまして作成しました会議録を出席者の皆様にご確認いただいた後に、ホームページにアップさせていただきたいと思っておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきます。会議の進行は、慣例によりまして会長をお願いいたします。

3 会議事項

(菅谷会長)

それでは、会議の進行を務めさせていただきます。よろしくご協力のほど、お願いいたします。座ったままで失礼します。市長さん方のお手元に配布されております次第、また資料に従って進めてまいります。はじめに(1)の会務報告について、事務局長より説明をお願いします。

(1) 会務報告

(市川事務局長)

資料 1 に基づきまして会務報告をさせていただきますが、着座のままご説明申し上げます。失礼します。

会務報告でございます。昨年 11 月の定例会でご報告申し上げました以降の平成 25 年 11 月 16 日から本年 1 月 24 日までの会務報告となっております。時間の関係もありますので、主なものにつきましてご報告申し上げたいと思ひます。

最初に、1 ページ上段の「I 会議」の「1 定例会」でございますが、11

月 22 日に長野市で開催し、記載の協議事項 4 件、報告事項 7 件全てにつきまして、ご承認あるいはご了承をいただいたところでございます。下の「2 全国市長会」ですが、1 月 22 日に理事・評議員合同会議が東京都で開催されて、本会からは牧野飯田市長さん、杉本駒ヶ根市長さん、宮澤安曇野市長さんがご出席されております。記載の 3 件につきまして協議がなされて、副会長には瀬戸福島市長さんに代わりまして福島県相馬市の立谷市長さんが新たに選出されましたほか、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地転用事務の実施主体や国の関与等のあり方について検討を行うため、「農地制度のあり方に関するプロジェクト・チーム」が、内閣総理大臣を本部長とします地方分権改革推進本部のもとに設置されることになりまして、知事等の代表に加えて、市区長代表 2 名のお一人に、全国市長会で経済委員会委員長を務めておられます牧野飯田市長さんが選任された旨の報告がありました。牧野市長さんにおかれましては、さらなる大役をお引き受けされたわけですが、全国 813 市の代表としてよろしくお願ひしたいと思っております。

なお、この会務報告に記載はございませんが、1 月 22 日の理事・評議員合同会議に先立ちまして、全国市長会の政策推進委員会が開催されております。この委員会には牧野飯田市長さんが経済委員長としてご出席されているところでございますが、この 4 月から消費税が 5% から 8% へ 17 年ぶりに引き上げられるということに際しまして、低所得者対策としての「簡素な給付措置」、いわゆる臨時福祉給付金が実施されることは皆様ご案内のとおりだと思います。この給付事務に当たりまして、対象者からの申請に基づいて、市町村の協力を得て実施するとされているところでございますけれども、該当者の把握や申請の周知につきましては、課税情報を臨時福祉給付金の支給に関する事務に用いようとしたところ、厚生労働省から本人の同意なしに用いることは地方税法第 22 条の秘密漏えいに関する罪に該当するという正式な回答があったところでございます。これを受けまして、政策推進委員会でも情報交換や対応策について検討をなされたところでございますが、席上、森会長からは、市町村が円滑に事務を行うことができるよう、立法措置も含めた適切な措置を田村厚生労働大臣に面談の上、要請することとなりまして、同日、要請がなされたところでございます。各市におかれましても、周知の方法等に頭を悩ませているかと存じますが、全国で 2,400 万人が対象とされている事務でございますので、今後の動きなども参考に取り組む必要があるのではないかと考えている次第でございます。併せてご報告申し上げたところでございます。

次に 2 ページの方へお願ひいたします。「4 知事との懇談会」でございますが、全市長さんのご出席をいただきまして、11 月定例会の開催に引き続き 11 月 22 日に長野市で開催し、記載の 4 項目について要望・意見交換等を行った

ところでございます。

右の3ページの「要請・要望活動」、中ほどでございますが、その「1 要請・要望等を行ったもの」ですが、11月の定例会でもご報告申し上げましたけれども、「地方財源の確保に関する要請」等につきましては、花岡副会長さんのご参加をいただきまして、県選出国會議員等に要請を行ったほか、26日には「信州首都圏総合活動拠点の整備推進及び連携活用に係る要望」等を長野県知事に行ったところでございます。

一番下の「2 要請・要望を受けたもの」の12月25日でございますが、自治労長野県本部中央執行委員長からの「介護予防・生活支援サービス事業について」は、後ほど報告させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。中ほど「IV 関係団体の役員等の推薦または委嘱」のところでございますが、下から2番目の諏訪市長さんに係る日本赤十字社長野県支部の監査委員等につきましても、後ほど報告事項の方で報告させていただきます。

簡単でございますが、会務報告は以上でございます。

(菅谷会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問等がございますか。よろしいですか。

(「ありません」との声あり)

(菅谷会長)

それでは、会務報告につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

(菅谷会長)

ありがとうございました。では、次に移ります。

(2) 協議事項

ア 平成26年度長野県市長会事業計画(案)について

イ 平成26年度長野県市長会歳入歳出予算(案)について

(菅谷会長)

(2)の協議事項に入ります。まず、アの平成26年度長野県市長会事業計画(案)についてと、イの平成26年度長野県市長会歳入歳出予算(案)につ

いて、これは関連がございますので、一括して事務局長より説明をお願いします。

(市川事務局長)

では、最初に事業計画(案)の方からご説明申し上げます。資料の2をお願いいたします。1ページ、冒頭からですが、「1 市長会の開催」の(1)総会でございます。第134回総会につきましては、4月18日(金)にこの自治会館で開催を予定しております。続く第135回の総会につきましては、8月21日(木)、22日(金)の両日、千曲市さんでの開催を予定しているところでございます。千曲市さんには大変お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

(2)定例会は、記載のとおり、例年にならって開催を予定しているところでございますが、6月の定例会は全国市長会議等の開催にあわせて、東京で開催予定となっております。

(3)部会でございます。総会等で議論いただきました案件につきまして、四つの部会におきまして、県の部課長さん方との意見交換をさせていただいております。記載の10月22日(水)と、24日(金)の両日の日程で開催を予定しております。

(4)役員会は4月と8月の総会、そして、2月定例会の前段での開催を予定しております。

(5)知事との懇談会でございますが、各部会の意見交換を踏まえた中でテーマを絞らせていただきまして、11月21日(金)、11月定例会の開催日に同時開催を予定しているところでございます。

(6)その他でございます。第164回の北信越市長会が5月13日(火)、14日(水)の両日、富山県南砺市で、続く165回総会は10月16日(木)、17日(金)の両日に新潟県新発田市で開催されます。なお、164回の総会におきましては、北信越市長会会長が富山県会長の高岡市長さんから本県会長の菅谷会長に交代する予定となっております。

全国市長会議及び全国都市問題会議につきましては記載のとおりでございます。関係する資料を4ページ、5ページの方に添付してありますので、後ほどご覧いただければと思っております。

1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。「2 市長会が招集する主な会議でございますが、(1)の副市長・総務担当部長会議は7月4日(金)、上田市さんでの開催を予定しているところでございます。上田市さんには大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。1月29日(木)の会議は長野市内で予定させていただいております。

(2) 事務研究会でございますが、6 ページの方をご覧いただきたいと思っております。6 ページの下の方の表になりますが、記載のように、会計管理者会議以下 19 の研究会を各市持ち回りで開催させていただいております。各市の皆様には、お手を煩わせますけれども、何分のご協力を賜りたいと思っております。

恐れ入りますが、2 ページにお戻りいただきたいと思っております。(4) 県と市町村との協議の場でございますが、第 7 回を 5 月 12 日 (月) に、第 8 回は 11 月 25 日 (火) に開催する予定となっております。

次の「3 要請活動」から、右の 3 ページの「6 軽自動車税申告書取扱事務の実施」までは記載のとおりでございます。

次の「7 ホームページによる情報発信の実施」ですけれども、引き続き市長会の活動状況や 19 市の情報等につきまして、発信してまいりたいと考えているところでございます。

8 及び 9 は記載のとおりでございます。

事業計画につきましては以上でございますが、資料の 7 ページの方に、ただいまご説明申し上げました 26 年度の市長会に係る会議の開催予定を一覧にしてございますので、よろしく願いいたします。何かと公務ご多忙の中ではございますが、日程の調整等にご配慮をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、平成 26 年度歳入歳出予算 (案) についてご説明申し上げますので、資料 3 をお願いいたします。表紙をめくっていただきまして、1 ページをご覧いただきたいと思っております。一般会計の歳入予算額・歳出予算額は同額の 9,417 万 1,000 円で、25 年度に比べますと 1,740 万 3,000 円、率で 15.6% の減となっております。この主な理由としましては、後ほどご説明申し上げますが、衛星携帯電話や先遣隊装備品を配備いたしました市町村災害時相互応援支援事業の終了に伴うものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳入の部でございますが、主な歳入につきましてご説明申し上げます。1 款負担金は 6,175 万 5,000 円でございますが、1 項各市負担金につきましては 2,058 万 6,000 円で、この額は消費税が 3% から 5% に増税になりました平成 9 年度以降据え置きとなっております。26 年度も同額でお願いするものでございます。資料の 5・6 ページには市別の負担額等記載してございますので、後ほどご覧いただければと思っておりますが、この負担金につきましては、昨年 11 月の定例会でご承認いただいたところでございます。

2 項の関係団体負担金は 4,116 万 9,000 円でございますが、右側の付記欄にございますように、人件費や部屋代等につきまして、交通災害共済組合から 30%、市町村振興協会から 35%、残りの 35% を市長会で負担して、共通経費

として支出しているところでございます。前年度比較で、2,110万9,000円の減は、先ほども申し上げましたとおり、市町村災害時相互応援支援事業の終了に伴う市町村振興協会の負担の減少に伴うものでございます。

2款受託収入は2,513万円で、各市と市長会で委託契約を結びまして、軽自動車協会への軽自動車税申告書取扱委託料及び申告書印刷分として、1件につき35円をいただいているほか、軽自動車税電子データ化で1件75円をいただくものでございます。前年度に比べますと176万7,000円の増となっておりますが、これは電子データ化に新たに塩尻市さんが参加することに伴うものでございます。

3款交付金が125万4,000円で、記載のとおりでございます。4款繰越金及び5款雑収入を加えまして、歳入総額が9,417万1,000円となります。

次に、右側の3ページをお願いいたします。歳出の部でございますが、主な歳出につきましてご説明申し上げます。1款会議費273万9,000円は、総会、役員会等に係る費用でございます。

2款事務局費は7,062万4,000円となっております。今年度と比べますと551万2,000円の増となっておりますが、4項賃金をごらんいただきたいと思っております。今年度と比べて皆増ということになっているわけですが、この後の今年度の補正予算(第2号)(案)でもご説明申し上げますが、私どもの職員の1名がこの3月から産休に入り、新年度には育休に入る予定となっておりますので、その代替職員に係る賃金、ならびに新年度は北信越市長会の事務局の当番県となること、そして、慢性的な事務の繁忙の緩和を図るための臨時職員の雇用に係る経費として賃金をお願いしております。なお、1項給与等におきましては、職員の育休に係る分を減額してございます。

9項委託料でございますが、前年度に比べまして222万5,000円の増となっておりますが、主に、歳入の部でもお話し申し上げました、塩尻市さんの新規参加に係る経費の増でございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。4款負担金、補助及び交付金は1,274万1,000円で、2,728万3,000円の減となっております。これは松本市で開催されました第163回北信越市長会総会の終了に伴う開催都市交付金の減及び市町村災害時相互応援支援事業の終了に伴う減が主なものでございます。

6款繰出金でございますが、職員退職積立金特別会計の繰出金でございます。今年度と比べまして100万円の増の300万円を積み立てるものでございます。こちら、この後の今年度の補正予算(第2号)(案)でご説明申し上げますけれども、市長会の職員の退職手当は長野市さんの条例を準用しているところでございますけれども、25年度に施行されました改正退職手当に関する条例

の経過措置後の 27 年度末の必要手当額に対しましても、今年度予算 200 万を積み立てた後でも 700 万円が不足しているというような状況でございますので、25 年度に 100 万円を追加して、27 年度までの 3 カ年について毎年 300 万円を積み立て、不足額の解消を平準化して計画的に行いたいというものでございます。

7 款予備費を加えまして、歳出総額は 9,417 万 1,000 円となります。

次に、飛びまして 7 ページをお願いいたします。職員退職手当積立金特別会計歳入歳出予算でございます。歳入・歳出予算額ともに 2,445 万円でございます。内訳は次の 8 ページにございますが、先ほど一般会計の歳出のところでも申し上げましたとおり、歳入の部では前年度よりも 100 万円多い 300 万円を繰り入れることとしております。また、歳出の部では、当面、取り崩す予定はありませんので、予備費に計上してございます。

次に、9 ページでございます。財政調整積立金特別会計歳入歳出予算でございますけれども、歳入・歳出予算額ともに 1,631 万 5,000 円でございます。内訳は 10 ページにございますが、歳出につきましては、当面取り崩す予定がございませんので、予備費として計上してございます。

平成 26 年度の事業計画（案）ならびに歳入歳出予算（案）につきましては以上でございます。ご協議のほど、よろしくをお願いいたします。

（菅谷会長）

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（「ありません」との声あり）

（菅谷会長）

それでは、平成 26 年度の事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について、決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

（菅谷会長）

ありがとうございました。ご異議がないようでございますので、平成 26 年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）を決定することといたします。

ウ 平成 25 年度長野県市長会一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）（案）

について

**エ 平成25年度長野県市長会職員退職積立金特別会計歳入歳出補正予算
(第1号)(案)について**

(菅谷会長)

次に移ります。ウの平成25年度長野県市長会一般会計歳入歳出補正予算(2号)(案)について及びエの平成25年度長野県市長会職員退職積立金特別会計歳入歳出補正予算(1号)(案)については、関連がありますので、一括して事務局長より説明をお願いします。

(市川事務局長)

では、最初に資料4をお願いいたします。今年度の一般会計歳入歳出補正予算(第2号)(案)でございます。1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧いただきたいと思っております。補正額は434万1,000円の減額でございます。補正後の予算額は歳入・歳出ともに1億725万円となります。内訳でございますが、歳入では市町村災害時相互応援支援事業の完了に伴う事業費の確定によりまして、市町村振興協会の負担額を434万1,000円減額いたすものでございます。

歳出では、市町村災害時相互応援支援事業関連では、2款事務局費の6項需用費及び10項備品購入費で、同額の434万1,000円の減額をするとともに、産休代替職員の雇用によりまして、賃金の所要額と、資料1でお話し申し上げましたけれども、職員退職手当の所要額を平準化して、計画的に積み立てていくために、職員退職積立金特別会計への繰出金100万円を増額補正するものでございます。

続きまして、資料5をお願いいたします。今年度の長野県市長会職員退職積立金特別会計歳入歳出補正予算(第1号)(案)でございます。1枚おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。補正額は歳入・歳出ともに100万円の増額でございます。補正後の予算額は歳入・歳出ともに2,582万6,000円となっております。なお、この記載の当初予算額2,482万6,000円でございますが、昨年の3月に専決処分いたしました338万9,000円の取り崩しが反映されておきませんので、ご承知おきください。説明は以上でございます。

(菅谷会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

(「ありません」との声あり)

(菅谷会長)

よろしいですか。平成 25 年度長野県市長会一般会計、平成 25 年度長野県市長会職員退職金積立金特別会計、これにつきましては決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(菅谷会長)

ありがとうございました。ご異議がないようですので、両案を決定することといたします。

オ 長野県市長会処務給与規則の一部改正（案）について

(菅谷会長)

次に移ります。オの長野県市長会処務給与規則の一部改正（案）について、これは事務局長から説明をお願いします。

(市川事務局長)

資料 6 をお願いいたします。長野県市長会処務給与規則の一部改正（案）でございませぬ。この規則は昭和 53 年に一部改正されて以降、改正の手続きを取ってございませぬ。1 枚おめくりいただいて、裏面の 2 ページをご覧いただきたいのですが、改正案、現行、どちらでも結構でございませぬが、第 4 条には、職員の服務は長野市処務規則に、第 5 条において、給与につきましては長野市職員の給与に関する条例及び規則を準用することとしておるところでございませぬが、昭和 53 年以降これまでの間、長野市さんの規則等が改正されているところとございませぬして、こちらの方と整合が取れておりませぬので、この際、所要の改正を行うものでございませぬ。

改正の内容につきましては、お戻りいただきませぬして、1 ページの 2 の「改正の内容」欄に記載のとおりでございませぬ。施行日につきましては、ご承認いただければ、本日を予定しているものでございませぬ。説明は以上でございませぬ。

(菅谷会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見等がございましたら、どうぞお願いします。

(「ありません」との声あり)

(菅谷会長)

よろしいですか。それでは、長野県市長会処務給与規則の一部改正（案）につきまして、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(菅谷会長)

ありがとうございました。ご異議がないようでございますので、決定することといたします。

カ 長野県市長会慶弔見舞等の基準の一部改正（案）について

(菅谷会長)

次に、カでございます。長野県市長会慶弔見舞等の基準の一部改正（案）についてを議題とします。事務局長から説明をお願いします。

(市川事務局長)

資料の7をお願いいたします。「改正の趣旨」のところにも書いてございますが、改正地方自治法が施行されました平成 19 年の4月に収入役が廃止になりましたけれども、この基準ではいまだ現職の収入役さんがいることとなっておりますので、実態等と整合を図るために、現職の収入役に係る部分を削除する所要の改正を、この際、行うものでございます。施行日につきましては、ご承認いただければ本日を予定しているところでございます。説明は以上でございます。

(菅谷会長)

ご質問はございますか。

(「なし」との声あり)

(菅谷会長)

ありがとうございました。それでは、長野県市長会慶弔見舞等の基準の一部改正（案）については、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(菅谷会長)

ありがとうございました。ご異議がないようでございますので、そのように決定することといたします。

キ 日本赤十字社理事候補者の推薦について

(菅谷会長)

次に、キでございます。日本赤十字社理事候補者の推薦についてを議題とします。事務局長から説明をお願いします。

(市川事務局長)

お手元の資料8をお願いいたします。日本赤十字社の理事の推薦でございますが、このたび、日本赤十字社長野県支部の支部長から日本赤十字社の理事候補者の推薦依頼がございました。お手元の資料の「記」以下に書いてありますけれども、当該理事は、代議員であり、かつ支部監査委員を兼ねることができないという条件がございます。資料の裏面をご覧くださいますと、上の方の監査委員に山田諏訪市長さん、代議員の方に母袋上田市長さんと山田諏訪市長さんのお名前があらうかと思えます。このうち、先ほど申し上げました条件を満たすということになりますと、母袋上田市長さんだけとなりますので、母袋上田市長さんをご推薦したいと考えておりますので、ご協議のほど、よろしくお願いします。

(菅谷会長)

これにつきまして、ご意見等がございましたらお願いします。

(「ありません」との声あり)

(菅谷会長)

よろしいですか。それでは、理事候補者の推薦については、ただいまの説明のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(菅谷会長)

ありがとうございました。ご異議がないようでございますので、そのように決定いたします。

(3) 報告事項

ア 介護予防・生活支援サービス事業に関する要請書について

イ 日本赤十字社代議員等の推薦について

(菅谷会長)

それでは、次に(3)の報告事項に入ります。報告事項につきましては、アの介護予防・生活支援サービス事業に関する要請書について及びイの日本赤十字社代議員等の推薦について、両方を一括して事務局長から説明をお願いします。

(市川事務局長)

それでは、報告事項2件でございます。

最初に資料9をお願いいたします。介護予防・生活支援サービス事業に関する要請書でございますが、昨年12月25日に自治労長野県本部中央執行委員長から、国が進めているところの介護保険制度の改正に当たりましては、要支援者に対する訪問介護と通所介護は予防給付として継続するよう、国に働きかけてほしい旨の要請がございました。今後、各市の職員組合からも同様の要請があると聞いておるところでございますので、各市の状況に応じてのご対応をお願いしたいと思います。

続きまして、資料10をお願いいたします。日本赤十字社代議員等の推薦でございますが、これは鷺澤前長野市長さんの辞任に伴いまして推薦を依頼されたものでございまして、冒頭の会務報告のところでも少し触れたものでございます。代議員にはこれまで本会の相談役さんにご就任いただいておりますので、菅谷会長ともご相談の上、山田諏訪市長さんをお願いすることといたしました。説明は以上でございます。

(菅谷会長)

ありがとうございました。この2つの件について、ご質問はございますか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

(菅谷会長)

ありがとうございました。では、そのようにお願いいたします。

(4) その他

(菅谷会長)

次に4のその他でございます。何かございますか。

はい、市川局長お願いします。

(市川事務局長)

私の方から、1点お願いいたします。11月定例会で市長会の会議録のホームページ上での公開についてご協議いただいた際に、岡田千曲市長さんから、スマートフォンからも会議録等の閲覧ができるようにしてはどうかとご提案をいただきました。早速、事務局におきましても業者から見積を徴しましたところ、約280万円の経費がかかるということでしたので、正副会長さんとも相談の結果、費用対効果の面からも、当分の間、パソコンの閲覧にとどめるということにいたしました。貴重なご提案でございましたが、何分のご理解とご了承を賜りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(菅谷会長)

岡田市長さん、そのようなことでよろしくをお願いいたします。せっかくの機会でございますので、市長さん方から何かご発言等がございましたら、この際お願いいたします。よろしいですか。特にないようでございます。

本当にご協力いただきまして、余りにも円滑に進みすぎたかなという感じで、次は県の施策説明でございますけれども、まだおいでにならないものですから、まことに申しわけありませんが、暫時、休憩いたします。よろしくをお願いします。

(休 憩)

4 県からの施策説明

(菅谷会長)

それでは、県の施策説明に入りたいと思います。県の部長さん方、大変公務でお忙しいということで、お見えになった順番という形をお願いさせていただきます。

(3) 生活困窮者自立相談支援事業について

(菅谷会長)

それでは、初めに(3)になりますが、生活困窮者自立相談支援事業についてということで、眞鍋健康福祉部長さんから説明をお願いします。

(眞鍋県健康福祉部長)

皆様、こんにちは。健康福祉部の眞鍋でございます。早めに出たつもりだったのですけれども、大変失礼いたしました。効率的な議事運営に協力させていただきたいと思っております。それでは、着座にてご説明させていただきます。失礼いたします。

まず、日ごろから健康福祉行政に対しましてご協力をいただいております。本当にありがとうございます。今日、私がお説明させていただきますのは、生活困窮者自立相談支援事業についてでございます。資料 13 をお開きいただけますでしょうか。昨年の 12 月に生活困窮者自立支援法が成立いたしました。平成 27 年の 4 月 1 日から施行されることになっております。この法律では、福祉事務所を設置する自治体の実施主体となってさまざまな事業を行うわけでございますが、生活困窮者に対する支援体制を構築する、その中で自立相談支援事業、住居確保給付金の支給事業、就労準備支援事業など、このようなものを実施することとされているところでございます。

このうち、今日ご説明しますメインのところは自立相談支援事業のところでございます。これは太線で囲っております。この事業では、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じる相談窓口を設けることとしているところです。生活や就労に関する支援員が相談に応じまして、生活困窮者が抱えているような課題を踏まえた自立支援計画というものを作成します。また、関係機関との連絡調整、それから支援の実施状況の確認を行う、このような制度になっているところです。

この自立相談支援事業の実施、それから住居確保給付金の支給、この二つは、福祉事務所を設置する自治体は必ず実施する、義務的といいますか、必須事業ということで位置づけられております。その分、国の負担も大きくて、国はその費用の 4 分の 3 を、そしてまた自治体は残り 4 分の 1 を負担する、このような財源構成になっております。就労準備支援事業以下の事業につきましては、これは地域の実情に応じて実施する任意事業ということでございます。相談支援事業における国庫負担基準、それから相談員の配置基準は今後示される予定でございます。この準備に当たっての県の考え方を今日はご説明したいと思っております。

相談支援事業実施に当たっての県の考え方、そしてまた市へのご提案ということでございますけれども、まず一つめの提案といたしまして、これは 27 年度実施でございますが、26 年度、来年度はモデル事業ということで、6 圏域でモデル事業を実施いたしまして、法施行に向けた知識やノウハウの蓄積を図りたいと考えてございます。

事務的には何度か当方の担当者からご相談させていただいているということ

でございますが、県と6市が共同で、相談支援センター6箇所の設置・運営ということを考えておりました、6市以外の13市さんでも、支援調整会議というものを開始しますので、このようなものに参加していただくことで、法施行に向けた準備というものは見ていただけるかと思っております。

それから、6市については、下の方の図の真ん中、「26年度モデル事業」という文言がございますけれども、長野市さん、松本市さん、上田市さん、飯田市さん、伊那市さん、大町市さんを予定しているところでございます。この経過につきましては、昨年から19市のご担当の皆様にご意見を伺ってまいりました。特に先ほど申した6市の皆様には、ご理解・ご協力をいただきまして、4月の事業開始に向けて、今、準備を進めているところでございます。

次の提案でございますけれども、27年度、本格施行ということでございますが、これは県と19の市が連携いたしまして、長野県には今10圏域ありますが、できれば、この10圏域ごと、広域圏ごとに、法に基づく相談事業を実施することを検討したいと考えてございます。なぜ広域なのだということですが、まず、広域圏ごとに10でやるということで、10箇所のセンターで設置運営することを基本とすることで、圏域ごとにノウハウが蓄積されるなど、そのような効率的な運営ができるのではないかと考えております。

また、ノウハウや専門性を生かすために、民間への委託による実施を検討しているということでございます。広域で共同設置を行うメリットとしましては、先ほど申し上げましたけれども、市の方、区域を越えた社会資源の活用や、スタッフが集約されることによって効率的に運用がなされるであろう、また、パーソナル・サポート・モデル事業で蓄積いたしましたノウハウを活用できる、このようなことが挙げられると思っております。

一方で、23年度から県ではパーソナル・サポート・モデル事業をやってきました、これまで2,000人以上を支援してまいりました。今年9月までの2年半で就労に結びついた人は550人以上ということで、ある程度の成果を上げていると思っております。この生活相談支援事業はパーソナル・サポート・モデル事業の後継に当たるような事業と捉えておりました、この事業で蓄積したノウハウを26年度以降も生かしていきたいと思っております。

スケジュールにつきましては、27年度以降の実施体制の検討スケジュールですが、4月から7月にかけて各市との協議を進めさせていただければと思っております。各市の皆様と協力いたしまして、生活困窮者の方にとって、よりよい支援体制になりますようにと考えておりますので、どうぞご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。ご説明は以上になります。

(菅谷会長)

ありがとうございました。ただいまの眞鍋部長さんの説明につきまして、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。茅野市長さん。

(柳平茅野市長)

趣旨はわかりますけれども、県はいずれにしても設置しなければいけないということですね、町村分を。市は市で設置しなければいけないと。そのような中で、例として1圏域で例えば大北で言うと、大町さんも設置しなければいけない。そして、大北の広域として、県も設置しなければいけない。そこで利害が一致する。だから、圏域に大町市さんに1箇所設置する。当然、県としての役目も果たせる。市としてもしなければいけない。これを諏訪圏域に置いた場合、岡谷、諏訪、茅野に圏域で1箇所。3市が設置しても、県としても町村分には設置しなければいけないということで、1箇所となったときに、例えば諏訪市さんにできる。諏訪市の方は変わらない。でも、茅野市からしてみると、諏訪まで行かなければならないということは、丁寧な対応という、どの自治体も今非常に丁寧な対応をしていると思う。そのようなことからすると、逆行することになる。県の立場からすると非常に、しなければいけないことだから、当然やっていかなければいけない、それを市と協働でやるということ自体を私は否定しませんけれども、圏域によっては、そのような市民サービスの低下につながり得ることもあり得ると思うけれども、そのあたりはどうですか。

(眞鍋県健康福祉部長)

お答えさせていただきます。これをそのまま法律で施行すると、まさにおっしゃったとおりで、市には一つずつできて、それから周りの町村にも、これは県が設置する福祉事務所で対応する。市民目線といいますか、町民の目線あるいは村民の目線で見たとときに、やはりそのような社会的な資源は市の方に多くあるわけですし、そうすると、相談する方に、例えば茅野市なら茅野市さんの仕事を紹介する、あるいは事業所を紹介するなどということもきっと起こり得るのだと思っています。そのように考えると、県の立場で見ますと、圏域ごとでやった方が、圏域ごとの資源を十分に活用できるし、効率的運営もできるだろうと思っているのですが、これは私どもからはこのようなご提案ということでございまして、あとは、その圏域ならその圏域で、どうしても自分の市は別途やるということになるときには、われわれはそれを強制的に止める権限はありませんし、それはそうなると思っていますが、そのときでも、ぜひわれわれがお願いしたいことは、今おっしゃっていただいた、住民サービスの低下にならないように、同時に設置される市と私どもの案と一緒にやっていただける、市・町・村が同じ方法を共有する、あるいはお互いに連携をする仕組み

を作らせていただきたいと思います。そこは、単独で設置される場合も、私もこれはぜひ協力をお願いしたいと思っております。

(柳平茅野市長)

26年度にモデル的な取り組みをされるという中で、今私が申し上げたようなところを、どのような形ならよりうまくやれるか、ぜひそのあたりの検討といえますか、検証もしていただきたいと思います。

(菅谷会長)

ほかにいかがでしょうか。岡谷市長さん。

(今井岡谷市長)

このようなことを言うといけないかなと思うのですが、このような新しい制度ができて、補助ができて、スタートして、しばらくすると、すっとなくなってしまふ。補助もなくなっていってしまうということが多いのです。労政関係などでもいろいろな制度がせつかく立ち上がり始めて充実してくると、姿がなくなっていってしまうということがあって、そのようなことで、各市町村が積み上げてきたことが一回消されてしまふと、その制度に乗るとその制度がまたなくなってしまふというようなことがあるのですが、このようなことについて、県の方ではどのような見解をしっかりと持ってやっていかれるか、そのあたりのところもお聞きしたいなと思っております。

(眞鍋県健康福祉部長)

厳しいご質問をいただきました。生活を支えるサポート制度ですけれども、国の予算事業でやったり、あるいは県もいろいろなことでやったり、市でも恐らく独自に、特に市民と直接接せられる立場で、さまざまなアイデアに基づいていろいろな事業をされていると思います。ただ、今回このような相談支援事業、これは生活困窮者自立支援法という法律に基づいた義務的な事業というように法で位置づけられましたので、これは恒久的に続いていくだろうと思っております。あとは、私どもとしてはそれを、いかに内容を充実させていくか、それで市民の皆様から、きちんと支えられた、「いいね」と言われる制度にしていけるかというところを実績として積み上げていかなければいけない。実績を積み上げていって、いいものであるということになれば、また制度が変わりましても、それは何とか継続していこうと思っております。以上です。

(今井岡谷市長)

否定するものではないのですけれども、私どもの市でも、少し観点が違うかもしれませんが、生活保護の自立支援など、そのような相談を一生懸命やってきて、そして実績を積み重ねてきているわけです。そのようなときに、このような新しいものができてきて、それに乗りかえる。今までの実績が本当に、なくなってしまうという言い方はおかしいのですけれども、一応この制度に乗らなければいけないということの中で、継続していくということが大切だと思いますので、ぜひ、県もそのような観点から、国や関係団体、あるいは私たち市町村への対応・対処をしていただければありがたいなという気がいたします。

(眞鍋県健康福祉部長)

よろしいでしょうか。すみません。答えが十分ではありませんでした。おっしゃるとおりだと思っています。先ほど私が申し上げたパーソナル・サポート・モデル事業では、もう既に住民の方と人間関係ができてしまっている相談員の先生などがいらっしゃるのですね。恐らくそのような関係はどの市町村にもおありだと思っています。作るときには、制度をぼんと作ってしまうというよりは、そのようなソフトの部分ですね、顔のつながりなどが重視できるように、できれば継続性にも配慮したような、そのような組み立てをぜひ、ご相談させていただきながら、作り込みをさせていただければと思っています。以上です。

(菅谷会長)

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

(菅谷会長)

それでは、眞鍋部長さん、どうもありがとうございました。

(眞鍋県健康福祉部長)

ありがとうございました。

(4) 信州首都圏総合活動拠点について

(菅谷会長)

それでは、次は(4)でございます。信州首都圏総合活動拠点について、熊谷信州ブランド推進室長さんから説明をお願いします。

(熊谷県観光部信州ブランド推進室長)

ご紹介いただきました信州ブランド推進室長の熊谷でございます。日ごろから、観光行政に対しまして深いご理解とご協力を賜っておりますことに、心より御礼申し上げます。また、特にこの首都圏の総合活動拠点につきましては、検討のスタートの段階からお力添えを賜っております。専門的に検討する推進会議には母袋上田市長さんのご参加を賜り、また、昨年の11月県議会では、市長会、町村会ならびに経済団体の皆さんと、整備促進に関する要望を賜りまして、おかげさまで、11月県議会では主要な予算を可決することができました。誠にありがとうございます。それでは、座って説明させていただきます。

今までこれをいろいろな場面でご説明させていただいておりますけれども、先ほど申しましたように、11月県議会で、物件や、内装の設計等の予算につきまして可決いたしまして、おかげさまで昨年12月20日に当物件の契約を無事済ませることができました。いよいよ新年度を迎えるわけでございますので、オープンの初年度ということでございますので、これまでの検討内容等について変更点等、また、特に資料3以下では皆様に本当にご協力を賜りたいと思っております、イベントの出展等の内容について、現在の検討状況をご説明させていただきます。

1枚目、特に変わっているところはございませんが、5の事業内容、1階、2階、4階とございますが、特に1階のリビングスペース、ここは物販を行うところでございますけれども、昨年の懇談会の際でも、行政だからということで、収益を上げないなどということがないようにというご指摘をいただいております。現在、東京の流通の専門家等をお願いいたしまして、レイアウトから運営面、人材教育、このようなところにご協力いただけないかということで着手させていただいているところでございます。

それと、2階に観光PRスペースのほかに移住交流・相談スペースも設けるということで基本構想ではお話ししてございましたが、専門家と話す中で、やはりこのコワーキングスペース、いわゆるビジネスのマッチングをするスペースのところであわせて移住交流・相談も行った方が効率的ではないかということで、4階の方に移した点が変更点でございます。1枚おめくりいただきまして、予算の関係でございます。

上の方の(1)は11月補正予算ということで、先ほど申しあげましたように、物件関係と内装設計でございます。これは現在粛々と進めさせていただいております。下の(2)をご覧いただきますと、26年度当初予算案でございます。大きく二つに分かれておまして、整備関係と運営関係ということでございます。25年度11月補正予算案に①の整備関係、これが重なりまして、いわゆる26年度中の整備事業分でございますが、内装・設備等の工事経費、そ

れとその間の賃借料、また現在の東京観光情報センターの移転経費、それと開業前のオープニングプロモーション等々を計上する予定でございます。

その後、運営が始まる、いわゆるオープンした後の管理経費はご覧のとおりのものでございます。またイベント。これは県としまして、独自のセミナー等の開催予算、これは計上させていただいております。同時に、オープン後の賃借料を計上しているということでございまして、知事査定は終了してございまして、今週末等に予定しております予算案の発表の中で発表させていただく運びになっておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

資料の14-2、オープンに向けたスケジュールでございます。上の方をご覧いただきますと、まず、1月から実施計画を今、策定しておりまして、今まで、従前ご覧いただいております整備構想、これの中にゾーニングや、いろいろ営業時間など、このようなものも細かに載せまして、できれば近日中に決定し、行動してまいりたいと思っております。名称でございますが、愛称的なものをこれから公募したらどうだろうかということで検討しております。設計につきましては、設計業者を1月28日に決定いたしまして、これから抜本的な基本設計、それから実施設計を重ねて行ってまいります。

それと下の方に市町村説明会という欄がございますが、先週1月29日に全市町村、77市町村の担当の皆さん、また全広域の担当の皆さん、それと全地方事務所の担当を一堂に会しまして、イベント実施や物販の出展方法等について検討を開始しております。県としてもこの出展に対してのサポート体制を整えてまいりたいと思っております。また、市町村・企業説明会等を順次、早め早めに前倒しでやっていきたいと思っております。

それでは、資料14-3以降、これが皆様に大変ご協力を賜ることになると思っております、いろいろなイベントなどの考え方でございます。上の方の営業時間でございますけれども、年末年始を除く毎日営業ということでございまして、それぞれのフロアにつきまして、事細かに営業時間を設定してまいりたいと思っております。近隣の商店や、他県の類似施設を参考にしております。

イベント、2階のコマ割りでございます。このように1コマ当たり2時間という形で設定させていただきまして、オープンキッチンを使うための準備時間を10時から11時、17時から18時ということで、ランチとディナー前、ここに十分な準備時間を取ってまいりたいと思っております。このように設定させていただきましたのも、できるだけ無駄のないような使い方ということで、欄外に書いてございますけれども、連続したコマでも単独のコマのみでも利用できるということでございます。年間の総コマ数は一番下を書いてありますが、年末年始を除く360日で、4コマということですので、1,440コマ。これを効率的にうまく当てはめていきたいと思っております。

なお、県や市町村のみならず、企業、団体などのご利用もあるということですので、一定の利用料金の設定も考えておりますけれども、特に市町村の皆様方に対しましては、積極的なご活用をいただきたいということをごさ
いまして、2日や3日のまとまった単位で、無償で出ていただくということも
今検討させていただいているところでございます。

資料14-4、お隣でございます。これはどのようにイベントを入れていくか
ということで、平年ベースの図で書いてございます。4月から始まります新年
度の年間計画は、皆様の予算の計上等、検討が深まってまいりました12月
ごろに一応1回、年間計画の設定をしたいと思っております。その後、四半期ごとに、
あいているところを埋めていくというようなことで、できるだけ効率的な埋め
方をしてまいりたいということでございます。なお、スタートの年ございま
す新年度26年度は、おおむね8月ぐらいのオープンということで考えますと、
4月、5月ぐらいにはイベントカレンダー、おおむねの26年度分のものを埋
めていきたいというような形で考えてまいりたいと思っております。またご担
当の皆さんと十分詰めてまいりたいと思っております。

その次のページ、14-5でございますけれども、いろいろお声をいただい
ている中で、今回の拠点、今までのいろいろなイベント、県もそうございま
すけれども、物販を中心にしたイベントから、だんだん、人と人とのコアなファ
ンづくりを行うイベントに変えていく必要がございますので、幾つか事例を掲
げております。7ページ以降に、例えば単独で市町村の皆さんがご利用される
場合、このようなときに、真ん中の下の方に、実施スケジュール欄の①のよう
に、月曜日から火曜日の午前中からの3コマを2日連続でお取りいただくとい
うときにどのような使い方ができるかというようなことを書いてございます。
ご覧いただきますように、対象者を決める。また、県とともに告知方法、いろ
いろな告知をしていく。それから、インターネット販売と連携していく。この
ようなことも必要かと思っております。また、イベント内容をご覧いただけますよう
に、イベントをやるに当たっての、出演いただく方等の人選等も考えていかな
ければならないと思っております。右の方に、2階だけではなく1階の機能、
いわゆるゾーニングを今考えているものと照らし合わせてございますけれども、
小さい字でまことに申しわけないのですが、2階のみならず1階ともどのよう
に連動していくかというようなことを想定してございます。

お時間の関係もございまして、項目のみを続けてご説明させていただきます
すが、8ページでは、特に夜の、いわゆる仕事帰りのOL等を対象とした連続
もののセミナー。ここはワインとジビエというようなものを学んでいただく、
連続セミナーの取り組みでございます。

9ページは、現在盛んにいろいろ起こってきております6次産業によりまし

て、生産者の皆さんが、加工販売ということでチャレンジしていくときに、特に2階のキッチンを利用していただいて、売り込み先となろう小売業者、卸売業者の皆さんにモニタリングまたはマーケティングしていくというような使い方もできるのではないかと考えてございます。

最後 10 ページにございますのが、広域連合という単位であったり、地域の複数市町村、またはテーマごとに市町村が連合されてお出になるようなとき、このようにまとまって金曜日から日曜日までいろいろな催し物を重ねながらやっていくというような例も掲げさせていただいております。スケジュールの表を見ていただきますと、①②③④の間に細かなもの、まだ番号を振っていないような部分がございます。このようなところも県独自の連続もののセミナー、例えば信州を知ってもらうための信州大人大学、信州すずらん通り大学などの連続もののセミナーの設定などを考えております。

また、民間企業の皆さんの商品のPRというようなことで、お使いいただくというようなことも考えてまいりたいと思っております。まだまだ素案でございますけれども、今後、いろいろな細かな案を、先ほども申し上げました 77 市町村の担当者の皆様と進めてまいりたいと思っております。どうぞ、私どもはサポートする面、いろいろなことをサポートしてまいりたいと思いますので、イベントの進め方等、また物販の出展等、よりよい議論を交わしながら、よい運営につなげてもらいたいと思っておりますので、ご協力のほど、お願いします。ありがとうございました。

(菅谷会長)

ありがとうございました。ただいまの熊谷室長さんの説明につきまして、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。上田市長さん。

(母袋上田市長)

ここに事例が、事業例ということで四つほど示していただきましたが、民間の会社が市町村との共同で出す場合がここに書いてあるけれども、例えば単独で出したい、あるいはグループで民間だけで出したいなどということはあるのですか。

(熊谷県観光部信州ブランド推進室長)

はい。積極的にお願いしたいと思っております。

(母袋上田市長)

いいのですね。

(熊谷県観光部信州ブランド推進室長)

はい。

(母袋上田市長)

ありがとうございました。

(熊谷県観光部信州ブランド推進室長)

また、旅館組合や地域の組合団体、それからNPOなど、そのようなこともあろうかと思えますので、ぜひ、信州のPRということで、積極的なご参加をお願いしたいと思っております。

(菅谷会長)

ほかにいかがでしょうか。では、茅野市長さん。

(柳平茅野市長)

5ページに絡んだことですが、これは通年のスケジュールの作成方法ですね。今年度8月以降の分についてはどのようなお考えでいらっしゃるのですか。

(熊谷県観光部信州ブランド推進室長)

この組み立てが果たして破綻しないかどうかということを経験者ともシミュレーションしながら、3月中には固めたいと思っております。市町村の担当の皆さんにはもう、少しお話ししてございますけれども、4月中・下旬に要望をお取りしたいと思っておりますので、少し早めるかもしれませんけれども、一応そのような目安でイベントの組み立てについて、自分の市町村、もしくは広域、ならびに近隣の町村との連携、そのようなことも含めて考えてほしいということで、広域連合の担当も出席しておりますので、そのようなことをお願いしてございます。その後、民間や企業等の出展の分もいたしまして、5月中にはイベントカレンダーのおおむねのものは作成してまいりたいと思っております。

(菅谷会長)

ほかにいかがでしょうか。飯山市長さん。

(足立飯山市長)

ただいまのご説明をお伺いしますと、1階も2階も何かイベントの会場として使用するようなイメージですが、特に1階のスペースは、あらゆる方々が見て、それで興味を引かれて入るということがとても大事だと思うのですが、これはほとんど、1階のスペースは日常的に、ほかの県のアンテナショップとかあるのですが、そのようなものと違うのかどうか。要は、例えば何も無い、イベントが入っていないときには一体どうなっているのか。そのあたりがわかりにくいのですけれども、何かありましたら。

(熊谷県観光部信州ブランド推進室長)

この資料が大変薄くて申しわけありません。例えば、7ページの1階のリビングスペースのところを見ていただきますと、すみません、点線の丸で三つ、大きくゾーンが囲ってございます。下の方に両扉であいているものが正面の玄関でございまして、今のところ、ゾーニングで考えておりますことは、入ったところに何と書いてあるかということ、「体感(試食)+案内コーナー」ということとございまして、ここは、試食をしていただきながら、何かコンシェルジェ機能のように、上の方に、今日はイベントは何をやっているかということや、イベントをやっていないときにはいろいろな県内の映像を流したり。その上の方にあるものが「信州の逸品コーナー」というところとございまして、このあたりに信州の市町村や企業、このような方々のものを常設で並べたらどうかと思っております。この壁面の方も使えますので、「チャレンジャーズコーナー」ということで新たな商品開発、いわゆる各市町村等の6次産業で出てきて、展示したいというもの、このようなどころを中心に活用したいと思っております。

上の方は「健康なライフスタイルの提案コーナー」と書いてあるのですけれども、ここが、例えば単品で物を出すのではなくて、物と物、いわゆるワインと漆器、日本酒と珍味など、何かそのような、信州の健康をイメージするようなコーディネートした商品のようなものを出していきたいと考えております。右の方には「ワイン・日本酒コーナー」とありますが、ここはウォークインのワイン・日本酒セラーのような形にしていきたいということで今ゾーニングを考えておりますので、飯山市長さんからいただきましたお答えとしては、市町村なり、郷土の逸品というものはこのちょうど中心のエリアあたりにあるというようなイメージでございまして、季節によって展示も変えていくということが重要であろうかと思っておりますので、季節、月ごとに企画展というようなことで、入れ替え等はやっていくことも考えていかなければならないと思っております。

(足立飯山市長)

そうすると、例えば長野県の特産品の物販のようなものは、1階のスペースで常時設置することなどはないということですか。

(熊谷県観光部信州ブランド推進室長)

特産品の設置はございますので、大丈夫です。

(菅谷会長)

よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。はい、須坂市長さん。

(三木須坂市長)

すみません、説明を聞き落としていたら、申しわけないのですが、使用料をどのくらいにするかと、もう一つは、できれば、それぞれの市町村なり事業者の方で手を挙げてやることも大事ですけれども、どこかでコーディネートしてもらうことも大事かと思うのです。例えば桜で言えば、伊那の高遠や上田、小諸ですとか、ワインで言えばどことか、やはりそういうことだと思うのですが、そのように全体的にコーディネートを観光協会なりにしてもらうことも大事かという感じがする。その2点について教えてください。

(熊谷県観光部信州ブランド推進室長)

料金につきましては、他県で類似の施設があるかといいますと、なかなかないのですけれども、何県か、そのように貸しスペース的な用途やそのようなものがございます。過日の担当者会議の段階でも、大体今、類似の県ではこのような感じというものを少しご提示してございまして、皆様のご意見をいただくような形でやっておりますので、ここで一人歩きするといけないので、もう少しお時間をいただいて、先ほど申しました3月半ばぐらいまでに決定してまいりたいと思っております。

それから、コーディネートは極めて重要なことございまして、特に、イベントは一つのテーマに従って、それに近いものということで構成していきたいと思っておりますので、コーディネートは私ども信州ブランド推進室が、1階で物販をやる観光協会とともに連携が図れるようにストーリーを考えながら、特に市町村の皆様にご提示していく今後のテーマ、また企業の皆様にも提案していくテーマをそれぞれ明らかにしてまいりたいと思っております。

(三木須坂市長)

来年には北陸新幹線延伸や御開帳もありますので、またそのあたりも含めてテーマを決めて、実施してほしいと思います。

(菅谷会長)

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。熊谷室長、ありがとうございます。8月からオープンとなるのですね。ですから、各市町村の皆さんも準備に入っていただくようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(5) 第 67 回全国植樹祭基本構想(案)について

(菅谷会長)

それでは、次は(5)になりますけれども、第 67 回全国植樹祭基本構想(案)についてでございます。塩入林務部長さんから説明をお願いします。

(塩入県林務部長)

林務部長の塩入でございます。市長会の皆様には日ごろから森林行政には一方ならぬご支援・ご協力を賜っています。厚く御礼を申し上げます。これからも私どもは森林整備、そして木材利用、地域づくりと、この三つをしっかりとみ合わせながら進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座らせていただいて、全国植樹祭基本構想について説明させていただきます。

資料の説明の前に、経過だけをご説明いたします。全国植樹祭は、ご承知だと思いますが、これは天皇・皇后両陛下にご臨席いただきまして進める国土緑化行事でございます。これは昭和 25 年から行われている皇室の三大行幸啓の一つでございます。長野県におきましては、昭和 39 年に茅野市の八子ヶ峰で、両陛下をお招きしまして、1 万 5,000 人という規模で実施したというところがございます。それから、52 年ぶりとなりますが、今回平成 28 年に全国植樹祭を長野県で開催するということでございます。これは、森林づくりにおける県民への参加意識、そして、長野県のさまざまな緑化の魅力を全国に発信する機会だと捉えております。昨年の 8 月に長野県で開催することが正式に決まりまして、9 月に実行委員会を組織しました。この実行委員会で基本構想について検討してきましたが、先月 20 日、第 2 回の実行委員会を開催しまして、ここで基本構想、理念、それから式典会場、規模など、大会の骨格となることでございますが、これについて審議いただきまして、実行委員会で承認をいただいたところでございます。

それでは、資料の内容について説明いたします。資料の 15 でございます。開催理念でございますが、「植えて、育て、利用する『森林・林業のサイクル』を、取り戻そう」「森林や身近な緑の恩恵を、もう一度見つめ直そう」「森林と共に生きる人々の思いを、伝えよう」という三つの柱で、長野県が目指してい

る森林づくり、緑化推進の姿勢を全国に発信するという方向性を示しております。

開催会場・開催規模につきましては、長野県はかなり広い県土でございますので、長野県全域をステージとした県民主体・県民参加による広域開催型の大会ということでございます。植樹会場は招待者が参加する記念植樹会場、これは式典会場の近隣に設けること、また県内の複数箇所に設けること、そして一般の県民大勢が参加する。これは、県民植樹会場の県内の複数箇所に設けるということで進めてまいります。植樹会場につきましては、県民が身近な場所で参加できるように、これは10広域ごとに地域の緑化委員会で決定していただくようにしておりますが、その際には市長さんたちにご相談しながら進めてまいりたいと思っております。これは26年度中、来年度中に決定したいと思っております。

式典会場でございますが、これは長野市オリンピック記念アリーナ、エムウェーブといたしました。式典会場は天皇・皇后両陛下によるお手植え、お手播き、記念式典を行います。エムウェーブにつきましては、ご承知のとおり、長野県産のカラマツの集成材を使った世界最大級の木製つり上げ構造の施設でございます。県内の幾つかの候補地の中から、両陛下のご臨席にふさわしく、また、交通の便、招待者のアクセス、収容人数など、さまざまな角度から検討し、会場としたところでございます。

開催規模のつきましては、1万5,000人程度。式典行事・記念植樹の参加者を5,000人程度、そして県内広域の植樹会場への参加者を1万人として、合わせて1万5,000人という規模といたしております。開催時期は平成28年の春、植樹に適した時期に開催できるように、これは国土緑化推進機構、宮内庁と打ち合わせをして、平成27年夏ごろに決定いたします。

裏面でございますが、記念事業・広報活動につきましては。これは非常に全国から大勢の方をお呼びし、もちろん天皇・皇后両陛下をお招きするものですから、県民参加によるプレ記念事業を実施して、開催の機運を高めてまいりたいと思っております。準備段階から多くの子供たち、それから大学生まで、さまざまな主体に苗木のスクールステイなどを仕掛けながら、多くの県民が参加できるように、楽しい植樹記念事業、広報活動等を展開することとしております。

それから、その下に書いてございますが、北陸新幹線（長野経由）、これは金沢延伸に合わせまして、平成27年が石川県、平成29年、私どもの後ですけれども、それが富山県ということになっております。石川、長野、富山と、3県での開催が続きますが、協働して地域林業の魅力の発信、観光振興等訴えていきたいと考えております。

今後の予定でございますが、2月20日から21日、これは国土緑化推進機構

と開催地の決定協議を行います。国土緑化推進機構が長野県に来まして、開催現地を見て正式に決定するという段取りを踏むわけですが、正式決定後には、これはエムウェーブの所在地でございます、長野市長さんには実行委員会に参画をいただくこととなりますので、これは別途またご案内を差し上げますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

全国植樹祭は全国各地から大勢のお客様が訪れる植樹祭でございますので、長野県のさまざまな魅力を全国にPRできる絶好の機会と捉えております。開催に向けて、今後とも皆様のご理解・ご支援をよろしくお願ひします。説明は以上でございます。ありがとうございます。

(菅谷会長)

ありがとうございました。何かご質問はございましたら、お願ひします。
伊那市長さん、どうぞ。

(白鳥伊那市長)

植樹祭は何十年もやっていると思うのですが、植樹以外のことはやるのでしょうか。

(塩入県林務部長)

最近では式典行事がメインになってきておまして、天皇・皇后両陛下のお手植え、お手播き、これが式典のメインでございます。その他に全国から式典会場に参加する人を5,000人予定しておりますけれども、皆さんには木を植えていただく、植樹をいただく、これがメインでございますので、ほかにとすることはなかなかありません。さまざまな意見は、基本構想に基づいた基本計画を来年立てますので、そのときに、どのようにするか、またご意見等をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

(白鳥伊那市長)

ここにも「植えて、育てて、利用する」という理念がありますので、例えば、今までやったことがないかもしれないけれども、間伐をするなど、利用するという観点でいくと、何かを作る、建てるなど、森林の持つ多面的な機能を総合的に展開するようなこと。いつまでも植えることを繰り返すのではなくて、間伐などを組み合わせてすることも、一つの転換期ではないかという気がするのですが。

(塩入県林務部長)

全国植樹祭と同時に、これは皇太子殿下にご臨席いただくのですが、全国育樹祭という行事も別にございます。育樹祭は秋に開催するものでございまして、植樹と育樹とがセットになりまして、今ご提案いただきました、間伐は育樹祭の方で実際にやっている作業でございますので、春は木を植えることがメインになってきますが、さまざま、どのようなことができるのか、また基本計画の中で検討してまいりたいと思っています。ありがとうございます。

(菅谷会長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

(1) 衛星系防災行政無線設備更新について

(菅谷会長)

それでは、次に(1)の衛星系防災行政無線設備更新について、久保田危機管理部長さんから説明をお願いします。

(久保田県危機管理部長)

危機管理部の久保田でございます。皆様には危機管理防災行政の推進につきまして、さまざまなご支援、ご協力をいただきまして、心から感謝いたします。本日説明いたしますのは、資料11、衛星系防災行政無線設備更新についてです。座って説明をさせていただきます。

資料の下の方に図がございます。県の防災行政無線は、地上の中継局を介する地上系と、通信衛星を介する衛星系の二つを運用しているところでございます。今回の更新は、右側の実線で結ばれております衛星系でありまして、これは災害時に国、県、市町村との間で安定した通信を確保するための大変重要なインフラでございます。通常時も、気象情報あるいは地震情報の一斉ファクス、J-ALERTの一斉受信にも活用されているところです。

1番の趣旨でございますけれども、当初の整備から県庁局が20年、市町村を含めます端末局が15~16年経過しておりまして、設備が老朽化しているわけです。県庁局につきましては、平成25、26の2年間で工事を終えまして、それに引き続きまして27年度からは、市町村や消防に設置されております端末局の工事に入りたいと考えているわけです。

市町村・消防に置かれた現在の設備は、その整備費用の2分の1を関係市町村にご負担をいただいております。今回の更新に際しましても、撤去費用を含めまして、同様のご負担をお願いしたいと考えているところでございます。なお、事業内容、費用については、今後詰めた上で、改めて負担金についての具体的なお願いをしてまいりたいと考えているところです。

2 番目の更新の方針でございます。1 市町村に1 端末局の設置ということで進めてきておりました、合併後の支所のは廃止させていただきたいと考えております。二つめとして、現行設備の機能を基本にいたしまして、機能を絞り込んで整備費の削減を図ってまいります。事業費の関係でございますけれども、総額で46 億3,000 万円、そのうち、市町村分は21 億5,000 万円余を見込んでいるところでございます。その内訳は四角い表にございますけれども、設備の更新、撤去料を含みますが、1 局当たり2,300 万円、支所の設備の撤去が1 局当たり160 万円を見込んでいるところでございます。

4 番目のスケジュールですが、市町村消防につきましては、先ほど申しましたが、平成27 年度に県の現地機関の分と市町村を合わせまして実施設計を行いまして、28、29 の2 カ年で工事を予定したいと考えているところでございます。

裏面をお願いしたいと思います。裏面は参考ということでございますけれども、1 に現行の設備の整備経過、平成9 年から12 年の4 年間にわたります整備の経過と、下に、活用した財源を記載しております。また、2 番目は、今回活用可能な財源ということで、このうち、1 行目にあります、緊急防災・減災事業債につきましては平成28 年度までの3 カ年ということになっているところです。この点につきましては、1 月31 日に県庁、それから、明日2 月5 日には諏訪合同庁舎で、市町村を含みます関係機関を対象に説明会を実施、あるいは予定をしておりました、詳しい説明をさせていただくと同時にご要望・意見を承ることとしているところです。今回は、この事業を推進したいということにつきましてご理解をお願いしたいということで参っております。どうかよろしくお願いいたします。

(菅谷会長)

ありがとうございます。ただいまの久保田部長さんからの説明につきまして、ご質問がありましたら、どうぞお願いいたします。

はい、須坂市長さん

(三木須坂市長)

裏面ですけれども、ぜひお願いしたいことで、緊急防災・減災事業債は28 年度で、29 年度以降は検討ということですから、できれば、緊急防災・減災事業債を使えるときにやってもらえば、ありがたいと思います。

(久保田県危機管理部長)

今回、国の予算の編成の中でも、緊急防災・減災事業債については26 年度

から再スタートといたしますか、継続になっております。多分、これは財源の問題もいろいろとあると思うので、これは充当率が100%、交付税算入が70%ということで、かなり有利な財源措置になっておりますので、今後、継続については考えられますけれども、できるだけ有利なときに整備もできればと思っております。よろしく申し上げます。

(三木須坂市長)

ありがとうございました。

(菅谷会長)

ほかにいかがでしょうか。どうもありがとうございました。

(2)平成26年4月組織改正(案)について

(菅谷会長)

それでは、最後に(2)の平成26年4月組織改正(案)について、岩崎総務部長さんから説明をお願いします。

(岩崎県総務部長)

総務部長の岩崎でございます。日ごろ、各市あるいは市長の皆様には私どもの県政の推進について大変なご理解とご尽力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。それでは、説明の方は座ってさせていただきます。

資料の12でございます。26年4月の組織改正について若干説明させていただきます。この4月に組織改正を予定しておりますけれども、部局の状況については、昨年11月の県議会において関係条例の可決をいただきまして、その姿を固めたところでございます。これに伴う課の設置、仕事の分担について説明させていただきます。

課の設置等については、今週末の部局長会議におきまして決定する予定にしておりますので、現段階で申し上げられる状況ということでご理解いただきたいと思っております。なお、決定次第、全体の姿を別途ご連絡させていただく予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

改正の基本的な考え方でございます。枠の中でございますけれども、三つ掲げてございます。新たな5か年計画(しあわせ信州創造プラン)をしっかりと実行していくという意味の組織体制、それから、県民の皆さんの期待に応えて、時代の要請に柔軟に対応できる組織体制、さらに、わかりやすく簡素で効果的な組織体制を作る、この3点を目標にして再編しているところでございます。

本庁の再編については3点申し上げます。1の(1)でございますが、現在の企画部を企画振興部に再編したいということでございます。これは、県の政策の総合調整という観点、あるいは地域振興に関する施策を効果的に実施していくという観点から、体制を整備するものでございます。これに伴って、しあわせ信州創造プランのプロジェクトの推進といった総合的な政策の調整、このような機能を高めるという意味で、現在の企画課を再編してまいりたいということが1点でございます。

2点目でございますけれども、現在の市町村課は、総務部にございますけれども、これを、地域振興を効果的に実施したいということで、企画振興部へ移管することを考えております。さらに、地域づくりの総合窓口ということで、現在市町村課をはじめ、庁内に散在をしております地域振興に係る所管を、地域振興課という形でまとめていきたいというものでございます。この他、広報県民課、これも総務部にございますが、これは政策広報の観点から、企画振興部に移すように考えているところでございます。

(2)でございます。新たに県民文化部を設置するというものでございます。これは、県民生活に関連する事務を集約いたしまして、その施策を一体的に推進する体制を整備するという観点でございます。これに伴って、文化振興施策を効果的に推進するために、芸術文化業務を企画部から移管いたしまして、文化振興のための課を新たに設置するものでございます。

また、子ども・若者を対象にした施策を一体的に推進する観点から、現在企画部でございます次世代サポート課を県民文化部に移管、それから、こども・家庭課が健康福祉部にございますが、これを移管、さらに、私学と高等教育の振興を所管する課を新たに設置したいというものでございます。このほか、県民生活に関連する消費生活室、国際課、このようなところをほかの部局から移管して一つの部にしてまいりたいということが、県民文化部に関する現在の検討状況でございます。

それから(3)でございますけれども、現在の商工労働部を産業労働部として再編したいというものでございます。分野を超えた価値の高い産業を作るということ、それから、地域経済を活性化するということ、そのために現在の商工労働部を産業労働部というように、幅広く業務を担当できるようにしてまいりたいというところです。これに伴いまして、商工業から農林業、観光業にわたる産業施策を調整する機能を産業労働部に持たせたいと考えております。県内経済と雇用において、大きな役割を担うサービス業の振興を図る体制もあわせて整備していきたいと考えております。

主な点だけでございますけれども、3点について申し上げます。4月からの主な組織改正案でございますが、特に市長会の皆さんの窓口という点で、総

務部から新たに設置いたします企画振興部に市町村課が移管するということとなります。この改正は、県としては地域振興に引き続き力を入れていきたい、そのための体制整備ということでございます。その点をぜひご理解いただきたいと思っております。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(菅谷会長)

ありがとうございます。今、岩崎部長さんから説明がありましたが、いかがでしょうか。ご質問がございましたら、どうぞ。

(牛越大町市長)

よろしいですか。

(菅谷会長)

どうぞ、大町市長さん。

(牛越大町市長)

今回の組織改正については、新聞報道などでも、従来から話を断片的には聞いていたところがございます。その中で、私は、企画振興部の機能について二つほどイメージがなかなかかわかないので、お尋ねするのですが、1点は、企画振興部の中にあるいわゆる地域振興が一体どのような内容を指すのか。通常、私どもが地域の振興ということで言えば、基礎自治体である市町村が行財政の活動で地域振興に取り組んでおります。一方、県はやや広域的な、市町村をまたがるような広い範囲での地域振興に取り組んでいらっしゃると思うのですが、そのようなことからすると、地域振興はやはり、市町村行政をバックアップするというのであれば、表裏一体でなければいけないのですが、このあたりのすみ分けをどのように考えているかという点が一つ。

もう一つは、市町村行政、財政機能の中で地域課題を解決していく上で、独自の力だけでは足りない場合には、広域的あるいは政策的な観点で県の財政発動もリンクしていかなければならないと思うのですが、それがこれによると分断されてしまうこととなりますね。一方、県サイドから見たときに、県財政と県の政策を総合調整する機能が企画振興部と総務部に、言ってみれば、また裂きという心配はないのでしょうか。その2点についてお尋ね申し上げます。

(岩崎県総務部長)

ご指摘ありがとうございます。2点について、私どもの考え方を申し上げた

と思います。まず、どのような観点で地域振興を一つにまとめていくかという点、あるいは市町村行政との関係がしっかり保てるのかというようなご懸念かと思っております。地域振興の総合窓口と申し上げておりますけれども、現在の県の地域振興に関連する業務というものが、市町村課に一つの窓口的な位置づけで1点、それからそのほか、例えば農政部や商工労働部など、いろいろなところに点在しているのが実際の業務の分担の状況でございます。現在でもそれはそれぞれ連携を取りながらやっているわけでございますけれども、その連携をより明確にしていきたいということで、所管そのものを全部そこに集めるということではございませんが、地域振興課が中心になってその連携関係を明確にしていく、あるいは市町村の皆さんとの窓口も、そこに相談すれば、一定の方向性、あるいは県庁内での支援体制、このようなものがそこを中心にして築けるというような観点で地域振興課を設置すると考えたところでございます。

それから、先ほど申し上げた企画振興部の政策の総合調整をする機能、それから財政課が県の財政全般を見ながら総合調整する機能、このような点はもちろんあるわけでございますけれども、全体を見ながら政策的な観点で調整を図っていくというような点が非常に重要だと思っております、財政の観点になりますと、どうしても支出と背中合わせで物を考えていきますので、政策的な面での総合調整機能と、それを裏づけする財政面での調整機能というような観点から、政策調整的な部分を強調していくという視点で今回のような改正を考えたということですので。抽象的な説明でございますが、以上でございます。

(牛越大町市長)

それぞれの政策分野、その政策の範囲においては、それぞれの部局が現在11ですか、その分野内での政策調整は当然部長さんの下、各部でやりますね。部の組織をまたがるような、横断的な課題については部長会議等で調整しながら進められることになるので、本当に、例えば具体的な例で言うと、「地域を元気にする」、これは地域振興を考えた場合のイメージですが、例えば健康づくりで地域住民の皆さんの元気を確保するという政策。もう一つ、地域の元気。雇用や産業振興をそれぞれイメージした場合、これは両方とも地域振興なのですね。そのような意味で言えば、それぞれ各分野がそれぞれの所管の部で政策調整がなると思うのです。

私がなぜこのような心配をするかという、地域振興と言った場合、例えば各県か各市でも取り組まれている市民協働など、市民の創造という活動を支援する活動が市町村レベルでそれぞれ行われています。これについて、やはりその分は基礎自治体の市町村に任せていただいて大丈夫と私は申し上げたいので

す。そこに県が地域振興の観点で、例えば地方事務所あるいは建設事務所などの現地機関を通じて、さまざまな市町村レベルの活動に何か支援をいただく、これ自体はありがたいことではあります、そのような意味での調整は市町村にまず任せて、県はそれをバックアップしていただくという機能に特化していくべきだと思うのです。県としてはそのように特化いただく方がやりやすいと思うのですけれども、そのような観点から、地域振興が企画振興部の大きな柱としての機能を導入することについて何か懸念が残るのですが、その点についてもう一度説明をいただけますでしょうか。

(岩崎県総務部長)

ご指摘の点については、私どもとしての役割分担ということになりますが、そのような観点は踏まえていかなければいけないと思っておりますし、前提として、市長さんがご指摘の地域振興の基本の部分、一番ベースの部分、一番市町村の役割としてやっていただくことがベストだという考え方はもちろん持った上でございますけれども、それぞれの取り組みについて、どのような形で総合的な施策展開ができるのか、それが効果的に集中して投資できるのかというような観点から県の施策の総合調整をしていくというように考えております。ご懸念の点は私どももわかりますけれども、今回の組織改正においては、市町村の業務や活動をどのような形で県が支えたり応援したりしていけるのかという観点での改正でございます。確かに地域振興と一口で言っても非常に幅広いものがございまして、実際の発動形態と申しますか、適用形態にはいろいろな形態が出てくると思っておりますけれども、そのあたりは、ぜひ有効に私ども組織を使っただくという観点でこれからもお使いいただければと考えています。

(花岡東御市長)

元々分けづらいものを何とか、弊害がないように分けていくということで、時代の流れの中で変えていくということだと思っておりますが、県民文化部を創設されて、文化ということに関して力を入れてこうという姿勢を示されたような気がするのですが、文化と言った場合はスポーツ・体育ということも対に何らかのアクションが伴うことが普通ではないかと思うことと、オリンピックに関して企画がやるのだとお聞きしていたのですが、当然スポーツのリンクとオリンピックの問題は、企画が企画振興部が変わったことにおいて、このあたりの扱いに関して、どのようにお考えか。

(岩崎県総務部長)

文化振興とスポーツ全体の振興についてということだと思います。文化政策については比較的对象が、わかりやすいと言うと語弊がありますが、文化振興施策は範囲がある程度見越せるとは思いますけれども、スポーツ振興は比較的新しい考え方だと思っております。従来、社会体育というところから、現在はプロスポーツや今ご指摘のオリンピックなど、そのように形がいろいろ変わってくるということでございます。スポーツそのものについてどうということは今申し上げにくいですが、今回の改正の「政策の総合調整」の部分につきましては、今の新しい分野、あるいは新しい形の取り組みが必要という部分について、県の政策全般を見渡しながら、振興方策と申しますか、推進方策と申しますか、そのようなものを考えていくということで、企画で担当する部分が多くなると考えています。スポーツ振興そのもの、今の社会体育や学校体育なりという観点で切り取れる部分については、従来どおり教育委員会で担当していくということになりますけれども、重複になりますが、そのような形で新しい取り組みが必要という部分については企画が中心で考えていくことになろうかと思っております。

(菅谷会長)

はい、佐久市長さん。

(柳田佐久市長)

県の方で、これがいいだろうという形の組織再編でございまして、やりにくいことも出てくるかもしれませんが、やりやすくなることもあるのだろうと思っております。期待しているところでございます。お願いさせていただきたいことは、それぞれが積極的な予算組みをしていただくということ、それと、職務分掌で落ちがないように。これは、組織を動かしていくうちに職務分掌が漏れてしまうことがあるので、そのようなことがなければ、やりやすさ、やりにくさということはどうしても出てきますので、予算に期待したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(菅谷会長)

最後に一番いいご提言をいただきましたから、まだご意見はあろうかと思っておりますけれども、そろそろ時間になりましたので、県からの施策説明は終了したいと思います。

ありがとうございました。

(岩崎県総務部長)

どうもありがとうございました。

(菅谷会長)

なお、農政部から、多面的機能支払交付金に関する資料を資料 16 として提供していただいております。本日は時間の関係で、説明はございませんが、後ほどまたご覧いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。それでは、皆さん、大変お疲れさまでございました。

5 閉会

(市川事務局長)

以上をもちまして、2月定例会を終了させていただきます。なお、この後、長野県民交通災害共済組合組織市の 15 の市長の皆様方、こちらの方になりますが、第 1 特別会議室において組織市長会議等が開かれますので、そちらの方に、関係する皆さん方のご移動をお願いします。どうもお疲れさまでございました。

以上